

令和7年度 佐久市1日有償仕事体験事業 「Connect・SAKU（コネクト・サク）」 <概要>

市では令和7年度、進学等で市外に居住する大学生等と市内事業所の繋がりを築き、UIJターン就職の促進と人材確保を通じた地域活性化を図ることを目的とし、大学生等が市内事業所で有償仕事体験（以下「仕事体験」という）をする機会を提供する”佐久市1日有償仕事体験事業「Connect・SAKU（コネクト・サク）」”を実施します。
本事業の実施にあたり、参加した大学生等及び市内事業所の負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付します。

1 補助対象者

- (1) 大学生等（大学、短大、専門学校等に在籍する学生）
- ① 市外に居住し、市外の学校に在籍する者であること。
 - ② タイミー専用アプリの本事業に係る求人から仕事体験をする者であること。
- (2) 市内事業所（佐久又は小諸職業安定協会の会員事業所の市内の本社、支店、営業所等の事業所）
- ① 市内事業所における就業を前提とし、直近3年以内に新卒採用求人の募集を行った実績を有するとともに、今後1年以内に新卒採用求人の募集を行う予定がある者であること。
 - ② タイミー専用アプリの本事業に係る求人から仕事体験をする大学生等を受け入れる者であること。

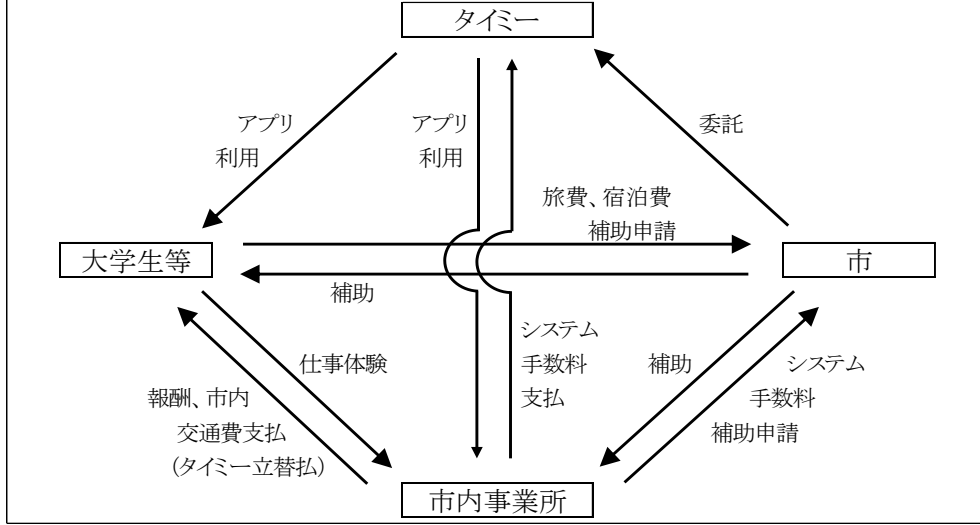
2 補助対象事業

- (1) タイミー専用アプリの本事業に係る求人で、求人タイトルに本事業名が記載された求人であること。
- (2) 建設業を営む市内事業所が行う求人については、建設業務（建設現場での直接的な作業員業務）を含まない求人であること。
- (3) 通常の求人と比較して、報酬額等の勤務条件が向上された求人（1日あたりの報酬額は9,300円未満とする）であること。
- (4) 市内事業所内で仕事体験をする求人であること。
- (5) 別に定める対象期間内に仕事体験をする求人であること。

3 補助金額等

- (1) 大学生等に対する補助
- ① 旅費（市外の居住地から市内までの往復の移動に要した公共交通機関等の利用に係る費用）
 - 実費とし、各対象期間につき10,000円を限度とする。
 - ② 宿泊費（市内に宿泊するために要した市内宿泊施設の利用に係る費用）
 - 実費で1泊あたり5,000円を限度とし、各対象期間につき5泊を限度とする。
- (2) 市内事業所に対する補助
- タイミー専用アプリの利用に係るシステム手数料（振込関連手数料及び消費税分は除く）
- 実費とし、各対象期間につき6求人（1求人は1人、1日を単位とし、1日あたり6時間を限度とする）を限度とする。

4 参考イメージ図



【お問い合わせ】

- 補助金について 佐久市役所 商工振興課 商業振興・雇用係 係長：安井 担当：北村
電話：0267-62-3265（直通） E-mail：syoko@city.saku.nagano.jp
- 業務切出しについて 株式会社タイミー 担当：日野原
電話：080-7652-5249 E-mail：akira.hinohara@timee.co.jp

